

議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成立致しました。

これより令和 2 年度第 5 回青梅市農業委員会を開会致します。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 3 番八木委員さん、第 4 番野村委員さんを指名致しますのでよろしくお願い致します。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

それでは、前回の総会から今日までの日程行事につきまして御報告致します。

7 月 7 日、第 1 回土地部会

(福島会長、吉永職務代理、土地部会委員、加藤委員)

: 市役所会議室

7 月 8 日、青梅市都市計画審議会

(福島会長)

: 市役所会議室

7 月 16 日、青梅市担い手育成総合支援協議会

(吉永職務代理、丹生土地部会長)

: 市役所会議室

議長

次に日程 4 の議案審議に入ります。

議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6 件を上程致します。

それでは、整理番号 1 番について、森谷委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 11 番 森谷です。整理番号 1 番について、説明します。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。7 月 15 日、事務局 2 名と申請人立ち合いのもと、現地調査を行いました。自宅前の畑においては、ナス・ピーマン・きゅうり・いんげん・すいか・じゃがいも・トマトと大変多くの種類の野菜が栽培されておりました。畑周りも

大変きれいにされていました。その他の畑については、ナス・イモ類・ネギ・お茶・里芋が植えてありました。大変きれいで全く問題ございません。

議長

次に整理番号2番～4番について、鈴木清委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号13番 鈴木です。整理番号2番について説明します。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。ご自宅の北側の農地でしたが、現在は里芋・トマト等が栽培されており、良好に管理されておりました。

次に整理番号3番について説明します。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。農地にあるビニールハウスではトマトが栽培されており、露地には、きゅうり・いんげん・ナス等の野菜が栽培されており、直売センターに出荷されているようです。良好に管理されておりました。

次に整理番号4番について説明します。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。こちらの農地では、梅が植樹されておりました。下草の処理もきれいにされており、良好に管理されておりました。

議長

整理番号5番から6番については、担当委員である私から説明をいたします。

委員

議席番号14番 加藤です。整理番号5番について説明します。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。家の前の畑ですが、自家用の夏野菜(きゅうり・トマト・ナス)が栽培されており、ミカンの木もあり、雑草の処理もきれいにされておりました。

次に整理番号6番について説明します。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。北側は梅の木が植えてあり、南側には夏野菜(スイカ・きゅうり・かぼちゃ・ネギ等)除草もしっかりされていました。(地番・地目・面積)。広い畑には、くり・梅・キウイ・夏野菜が植えられていて、狭い畑にも夏野菜が植えられており、除草もしっかりされておりました。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手 13名により、可決されました。よって、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」 6 件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（移転）」 2 件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（移転）」を御説明申し上げます。議案の 2 P を御覧ください。

整理番号 1 番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《議案参照。読み上げる》

本案件について、農地法第 3 条の許可を得るためには、“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第 2 号 別紙 1 》の調査書を御覧ください。

まず、第 2 項第 1 号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、

必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。本案件については、個人ですので、適用致しません。

次に第2項第3号。本案件についても、信託ではございませんので、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール(3,000㎡)以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその世帯員等が耕作の事業に供すべき農地は、合計30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、さつまいも、カボチャを栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月15日に川鍋委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号2番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの無償贈与でございます。

《議案参照。読み上げる》

本案件については、譲受人の さんおよびその親族が、申請地において長年耕作をされており、実質的には所有されている さんが、名義上においても、譲渡人の さんから権利の移転を行うものとなっております。

農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないこと

が求められます。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。

許可要件につきましては、先ほど整理番号1番で申し上げたとおりとなります。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月15日に小峰委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番の川鍋です。7月15日に事務局と申請人立会いの下、現地調査を行いました。2筆にわかれています。1団の畑です。移転について問題はないように思います。他は事務局の説明の通りです。よろしくご審議お願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号2番について、小峰委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号10番の小峰です。申請人は今後も親族で共同耕作していくとのことでした。とうもろこしをJAに出荷する予定とのことでした。他は事務局の説明の通りです。よろしくご審議お願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員

議席番号 12 番の高野です。議案のほうに売買や譲渡などの情報をいただくとわかりやすいと思います。

事務局

今後、議案に記載するようにいたします。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手 13 名により、可決されました。

よって、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」2 件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1 件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1 件を御説明致します。議案の 3 P および《議案第 3 号 別紙 1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、青梅市が《議案第 3 号 別紙 1》のとおり、農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案の

とおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

議案第3号 整理番号1番

《議案参照。読み上げ》

利用権設定の更新となり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和2年8月10日から令和5年8月9日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、使用借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また作付計画を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、8月頃からブロッコリーの栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、7月15日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、森谷委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号11番の森谷です。7月15日、事務局2名および借人と現地調査いたしました。現在は、土づくりのため、緑肥が植えられておりました。この後は、夏にブロッコリーを植え、秋に収穫予定とのことでした。よろしくご審議お願いいたします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員

議席番号10番の小峰です。使用借人はほかにも利用権設定を広くしているようですが、他の畑の状況の確認は大丈夫でしょうか。写真を見ると、あまりきれいではありませんが。

事務局

利用権をしている農地は定期的に見回っており、全部が良好に耕作されるように伝えております。今回の申請人は有機農法ということで緑肥を植えてから、除草剤等を使わないで栽培していますので、写真は緑肥の一部が写っている状況であります。

議長

ほかに御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1 件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に議案第 4 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1 件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を御説明いたします。

《議案参照。読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和元年 11 月 1 日死亡のため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、7 月 17 日に鈴木清委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1 番について、鈴木清委員さんの補足説明は何かございます

か。

委員

議席番号13番の鈴木です。現在は、農地の一部に梅があり下草が少し生えていましたが、徐々にきれいにするということでした。空いているところには自家消費の野菜が、いんげん・トマト・だいこん・サツマイモ等が植えられておりました。よろしくご審議お願いいたします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

ほかに御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。
よって、次に議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」1件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

【事務局説明】

議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についての決定について」1件を御説明致します。

【円滑化法の概要について説明】

それでは、本案件について説明していきます。議案の5Pを御覧ください。

議案第5号 整理番号1

《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第5号 別紙1》の調書および《別紙2》の申請書を御覧ください。

まず、申請者が当該生産緑地に常時従事する農地所有適格者法人のため、第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。

第1号。事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして、農林水産省令で定める基準に適合していることが求められますが、生産した農産物の5割以上を青梅市近郊で販売する予定のため、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準「1」のイを満たすと考えられます。また、適切に除草することを確認しましたので、基準「2」を満たすと考えられます。よって、第1号の要件は満たすと考えております。《別紙2》では、2ページ目（1枚目の裏面）の「3都市農地における耕作の事業の内容」に記載がございます。

次に第2号。耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められることという要件ですが、申請地でニンニクを栽培していく計画のため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。《別紙2》では、同じく2ページ目（1枚目の裏面）の「第3条第2号の事業」に記載がございます。

最後に第3号。農地の全部効率利用がされることという要件ですが、申請人の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると考えております。《別紙2》では、3ページ目（2枚目の表面）の「5-1申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」および4ページ目（2枚目の裏面）の「5-2申請者の機会の所有の状況、農作業に従事するものの数等の状況」に記載がございます。

以上のとおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、年間15日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第5号 別紙3》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。また農地所有適格者法人のため、御参考までに定款も添付しております。

なお、現地調査でございますが、6月に申請があったため、6月11日に加藤委員さんで行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。申請地の写真につきましては、7月のものを添付しております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

本件について担当の私から補足説明いたします。

委員

議席番号14番の加藤です。写真は過去のものですが、今寺の畑については、現在は地主が果樹を伐根し、耕作できる状況になっています。よろしくご審議お願いいたします。

議長

本件につきまして御質疑ございますか。

委員

議席番号13番の鈴木です。農地所有適格者法人ということですが、条件等を教えてください。

事務局

農地法に規定がございまして、その法人の主たる事業が農業であること、株式会社である場合は、議決権の合計の過半数を持っているものが農業者であること等が定められております。

委員

議席番号10番の小峰です。貸人の農業従事の欄に、年に15回見回りをするとなっていますが、こちらの確認方法はどうなりますか。

事務局

年に1回、借人および貸人から市へ報告をすることにあっていますので、そちらで実績を確認することになります。

議長

ほかに御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についての決定について」1件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、2件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、19件で3ページから5ページに記載されたとおりです。

次に「その他事務処理 非農地証明の願出について」は、2件で6ペー

ジに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了致しました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後16時40分から開会致します。